

育英小学校コミュニティ・スクール規約

萩市立育英小学校

(名称)

第1条 本校は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」および「萩市学校運営協議会規則」に基づき、萩市立育英小学校運営協議会（以下協議会という。）を設置し、「萩市立育英小学校コミュニティ・スクール」（以下育英小CSという。）と称するものとする。

(目的)

第2条 この規約は、協議会による育英小CSの運営について、必要事項を定めるものとする。

(趣旨)

第3条 育英小CSは、次の各号に掲げることを行うことにより学校教育活動を充実させ、児童のよりよい発達をめざすものとする。

- (1) 学校は、校区内の保育園・中学校と積極的に連携・協働を図るとともに、協議会を中心に保護者および地域住民が一体となって児童を育成する体制を構築する。
- (2) 学校は、協議会で出された保護者および地域住民の意見ならびに助言等を踏まえ、地域とともにある学校づくりを推進する。
- (3) 学校は、保護者および地域住民の支援や協力を積極的な受け入れる体制を構築し、協議会は学校へ支援・協力するよう保護者および地域住民に働きかけ、開かれた学校づくりを推進する。
- (4) 学校は、協議会の意見や助言をもとに、児童が地域の大人とふれあう機会や多様な経験をする機会を保証するため、学校開放や地域行事への参加を促進する。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 学校関係者
- (5) その他校長が適当であると認める者

2 委員20名以内で組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の一部については、公募することができる。

5 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会の会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

3 会長は、会議の議事進行を行い、議論の喚起を促し、会議が円滑に行われるように努める。

4 副会長は、会長を補佐する。会長が欠けたとき又は会長に事故が生じた場合に会長の代理を行う。

5 その他校長が必要と認める場合は、前項以外の役員を置くことができる。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 協議会は、その年度に3回（学期に1回）開催することを原則とする。ただし、校長及び会長は必要に応じて開催することができる。
- 4 校長及び会長が必要と認める場合は、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。
- 6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会議は、公開することを原則とする。ただし、特別な事情により公開しないことが適当であると会長が認める場合は、公開しない場合がある。
- 8 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出て、承認を得なければならない。
- 9 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。会議の進行の妨げとなる行為を行った場合は、会長は退席を命ずることができる。

（所掌事項）

第7条 協議会では、次の各号に掲げる事項を行うこととする。

- （1）校長が作成する学校運営及び学校教育活動の基本方針について協議し、承認する。
- （2）保護者および地域住民の支援や協力の方法について協議し、地域人材の積極的な活用や地域関係団体からの支援などが組織的・継続的に行われるよう組織体制の整備に努め、地域に開かれた特色ある学校づくりについて学校へ提案する。
- （3）学校開放や地域行事への参加を促進するための方法について、学校へ意見を具申する。
- （4）その他 萩市教育委員会及び協議会が必要と認めた事項について協議する。

（遵守事項）

第8条 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）在任中及びその任を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- （2）協議会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- （3）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- （4）委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

（公表等）

第9条 校長は、協議会での取組やそれを受けての活動状況及び取り組みの成果などを保護者並びに地域住民に対して公表するように努めるものとする。

2 校長は、活動状況及び取組の成果等を教育委員会に報告するものとする。

（規約の改正）

第10条 この規約を改正する場合は、協議会委員の過半数の賛同を必要とする。ただし、教育委員会からの申し出があった場合は、校長はこの規約を改正することができる。

（その他）

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

（附則）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。